令和８年度【相談援助事業】

就業規則等に関する無料相談のご案内

自事業所の就業規則を専門家が点検します。現行の法令に適合した就業規則に見直しましょう。

介護事業所の皆さまへ
近年、育児・介護休業法や労働基準法関連法令の改正が相次いで行われています。
「就業規則の内容は現在の法令に対応していますか？」
労働関係法令の専門家である**社会保険労務士**が、貴事業所の就業規則や各種規程について無料で確認・助言いたします。

●最近の法改正等を踏まえ、就業規則に記載すべき事項が適切に整備されているか確認できます。

主な確認項目
・育児・介護休業制度に関する規定
・出生時育児休業（産後パパ育休）に関する規定
・短時間勤務制度等の両立支援に関する規定
・介護休業・介護両立支援制度に関する規定
・ハラスメント防止措置に関する規定
・無期転換ルールへの対応
・年次有給休暇の取得管理に関する規定
・高年齢者雇用に関する規定
・労働条件明示ルールへの対応
・副業・兼業に関する規定（必要に応じて）

就業規則の見直しアドバイス

法令上の問題や改善点が見つかった場合、
・必要な規定の追加
・記載内容の修正方法
・運用上の留意点
について具体的な助言を受けられます。

お申込・お問い合わせ先

公益財団法人 介護労働安定センター 岐阜支部　担当：藤橋
TEL:058-264-6846　FAX:058-264-6848　E-MAIL:gifu@kaigo-center.or.jp

●相談場所は、原則として、専門家が貴事業所に訪問して行います。また、オンラインにより実施することもできます。
●相談内容は秘密厳守いたします。お気軽にお問合せください。